

答 申 書
(答 申 第 237 号)
平成 29 年 3 月 17 日

1 審査会の結論

〇〇〇〇に係る「産業廃棄物処分業許可申請書」のうち、別記様式 16-1「事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由」欄について、非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、①〇〇〇〇に係る「産業廃棄物処分業許可申請書」、②〇〇〇〇に係る「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」及び③〇〇〇〇に係る「産業廃棄物処分業許可申請書」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報又は同項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分において非開示とした情報のうち、〇〇〇〇に係る「産業廃棄物処分業許可申請書」中の様式 16-1「事業の開始に際して新たな資金を必要としない理由」欄（以下「本件非開示部分」という。）について処分の取消しを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2 号情報の該当性について

ア 審査請求人は、様式 16-1 の事業開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法が未記載で、新たな資金を必要としないその理由が、非開示黒塗りで不明確であるため、その事業の用に供する施設及びその能力が事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして、第三者の審査請求人が判断できないので当該非開示黒塗りか所の開示を求める旨主張しているため、本件非開示部分の 2 号情報の該当性について判断することとする。

イ 条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

ウ 実施機関は、本件非開示部分の記載事項については、事業者が産業廃棄物処分業を行うにあたって必要な施設の調達方法が記載されており、法人に関する情報であって、開示することにより当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められると主張する。

エ 本件非開示部分が記載された様式は産業廃棄物処分業を営むにあたり、申請者が産業廃棄物の処分を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有することを審査するために、産業廃棄物処分業許可申請書に添付される様式である。

このため、本件非開示部分には、事業者の具体的な資金や設備等の調達方法が記載されており、これらの情報は法人の営業上における重要なものであると認められる。

したがって、本件処分において2号情報に該当するとして非開示とした情報は事業者の営業上の事項に関する情報であり、これを開示することにより、競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

なお、審査請求人は、違法な事業活動を行っている法人については、2号情報として保護される事業者には該当しない旨主張する。

しかしながら、法人又は事業を営む個人の事業活動が違法であるならば開示請求内容が2号情報に該当しないということにはならず、2号情報の該当性については、開示請求内容が条例第10条第1項第2号の各要件に該当するか否かによってのみ決定されるものである。

また、当審査会は条例に基づく開示決定等に係る処分の妥当性について実施機関の諮問に応じて答申をするものであり、対象公文書に記載されている法人が違法な事業活動等を行っているかを判断し得るものではない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

(4) 条例第11条の該当性について

ア 審査請求人は、本件非開示部分の情報については、周辺住民の生命、健康を保護するために公にすることが必要な情報であって条例第11条の情報に該当するということができる旨主張する。

イ 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量し判断すべきものと解される。

ウ 当審査会としては、本件非開示部分が2号情報に該当するとして非開示としたことは上記(3)において判断したとおりである。審査請求人は公益上開示の必要性がある旨主張するが、本件非開示部分は、先述のとおり産業廃棄物処分業を営むにあたり、申請者が産業廃棄物の処分を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有することを審査することを目的としている。また、当審査会において本件公文書を見分したところ、記載事項の中に、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上の必要性が認められる情報が含まれているとは認められない。そのため、情報公開制度により本件公文書を公にすることに、これを非開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められない。

したがって、本件公文書について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとは認められないものと判断する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成28年12月9日	○ 諮問書の受理（諮問番号541） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
平成28年12月13日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成29年1月6日 平成29年1月11日 平成29年1月17日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成29年1月20日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年2月20日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年3月9日 （第88回審査会）	○ 答申案審議
平成29年3月17日	○ 答申